

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	富岡第二産業団地整備事業	小良ヶ浜地区	富岡町

図面記号
M

1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	富岡町長 山本 育男	印	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地1					
	譲渡人	別紙1のとおり							
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙2のとおり								
	計	133,342 ㎡	〔 田 127,738 ㎡ 畑 5,604 ㎡ 〕						
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	復興整備計画公表後	永年					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>○雨水排水については、地区内に整備する流量調整池を經由して町管理河川橋の沢川に放流され洪水調整が図られるため、周辺農地での営農に支障は生じない。</p> <p>○既設の用水路等に関しては、下流域や用水受益地に影響が出ないよう付け替え等対応するため周辺農地での営農に支障は生じない。</p> <p>○造成工事及び団地に立地する建築物・設備等に関しては法令・各種規制を遵守し、周辺農地に影響を及ぼすことが無いように関係機関と十分に協議・協力をし、適正な処置が施されるように指導及び調整を図る。</p>								